

## 業務仕様書の添付書類

### 別記5 保有個人情報の取扱いに係る特記事項

#### (基本的事項)

第1条 指定管理者は、機密情報（本業務仕様書等に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、秘密である旨を示されたもの。以下同じ。）及び保有個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、体育施設及び都市公園運動施設の管理運営業務（以下「指定管理業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、保有個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2条 指定管理者は、指定管理業務に関して市から提供を受けた機密情報及び知り得た個人情報を他に漏らし、又は盗用してはならない。指定期間が終了し、又は指定管理者の指定取消後においても同様とする。

#### (収集の制限)

第3条 指定管理者は、指定管理業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

#### (目的外利用及び提供の制限)

第4条 指定管理者は、指定管理業務に関して市から提供を受けた機密情報及び知り得た個人情報を指定管理業務の目的にのみ利用するものとし、指定期間中はもとより指定の取消し又は指定期間が終了した後といえども、他者へ提供若しくは譲渡し、又は自ら用いる場合であっても他の目的に利用してはならない。ただし、市の指示又は承諾を得たときは、この限りでない。

### **(適正管理)**

第5条 指定管理者は、指定管理業務に関して市から提供を受けた機密情報及び知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他適正な管理のため、善良なる管理者の注意義務をもって必要な措置を講じなければならない。

### **(複写及び複製の禁止)**

第6条 指定管理者は、市の承諾があるときを除き、指定管理業務を行うため市から提供を受けた個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### **(返却及び破棄)**

第7条 指定管理者は、指定期間が終了したとき、相手方の求めがあったとき、又は指定管理業務の履行のために必要がなくなったときには、市の指示に従い、市から提供を受けた機密情報が記録された資料等及び市から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を直ちに市に返還し、若しくは引き渡し、又は破棄するものとする。この場合において、市から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した資料等が電子文書又は電磁的記録による場合の返却及び破棄処分の方法に関しては、市及び指定管理者が協議の上決定するものとする。

### **(文書等の取扱い)**

第8条 指定管理者は、機密情報又は保有個人情報が記録された紙文書及び電子媒体等の取扱いに当たり、特に次の各号に留意しなければならない。

- (1) 保管場所を定め、施錠して保管し、保管場所からの搬出及び授受に関しては管理記録を整備すること。
- (2) 保管及び管理するためのシステムに対するアクセスを監視及び記録すること。
- (3) 保存、参照、更新、複写及び廃棄の日時並びに実施者を記録するログを取得し、保存すること。
- (4) 更新履歴（削除した内容・追加入力した内容等をいう。）を確認

できること。

- (5) 盗難、漏えい及び改ざんを防止する適切な措置を講ずること。
  - (6) 取り扱うことのできる職員又は従業員等の履行補助者の範囲、作業責任区分等を明確にすること。
  - (7) 事故報告等緊急時の対応措置を明確にすること。
  - (8) バックアップを定期的に行い、機密文書及びそのバックアップに対して定期的に保管状況及びデータ内容の正確性について点検を行うこと。
  - (9) 出力に必要な電子計算機、プログラム、通信関係装置、ディスプレイ、プリンタ等を備え付け、必要な場合には電子文書等をディスプレイの画面又は書面に出力することができるようにすること。
  - (10) 安全な輸送に必要な体制（輸送車の種別、必要とされる人員、警備体制等をいう。）を整備すること。
- 2 指定管理者は、市の事前の書面による同意がある場合又は法令により提供を求められた場合（事前に市の承諾を得た場合に限る。）を除き、機密情報又は保有個人情報をも他の第三者に提供、公表及び配布をしてはならない。

#### （意見聴取）

第9条 市及び指定管理者は、法令（情報公開条例を含む。）に基づき相手方の機密情報が記載された文書の提供又は提出の請求がなされた場合には、法令の趣旨にのっとり、提供又は提出に関し、相手方に対し意見を述べる機会又は意見書を提出する機会を設ける等、提供又は提出に係る手続上の保障を与えるものとする。

#### （知的財産権）

第10条 指定管理者は、市が行う機密情報の提供は、指定管理者に対して現在又は今後、所有又は管理するいかなる特許権、商標権その他の知的財産権の使用権及び実施権を付与するものでないことを確認する。

#### （対象外）

第11条 市及び指定管理者は、次の各号に該当する情報を、機密情報として扱わないことを確認する。ただし、機密情報に該当しないことはこれ

を主張する側において明らかにしなければならないものとする。

- (1) 提供時点で既に公知であった情報又は既に保有していた情報
- (2) 提供後、受領者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 機密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (5) 保持義務を課すことなく第三者に提供した情報

2 保有個人情報の取扱いにおいては、市及び指定管理者に前項の規定は適用されない。

#### (従事者への周知)

第12条 指定管理者は、指定管理業務に従事する者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た機密情報及び保有個人情報を第三者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他保有個人情報の保護及び情報セキュリティの確保に関し必要な事項を周知させなければならない。

#### (調査)

第13条 市は、必要があると認めるときは、指定管理者が処理する指定管理業務に係る機密情報及び保有個人情報の取扱い状況について、随時調査することができる。

#### (事故報告)

第14条 指定管理者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。